

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名 石岡市 (都道府県: 茨城県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業																	
区分	結婚新生活支援																	
関連事業メニュー	3.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(一般コース)																	
個別事業名	石岡市新婚世帯新生活支援補助金	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続															
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 R2 年度															
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,700,000		円															
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>本市の人口は、国全体よりも早い平成7年から減少に転じ、日本創生会議の資料によると、子どもを産み育てる若年女性が半減する「消滅可能性都市」に該当しており、婚姻及び出生件数は、5年前と比べ、落ち込みが大きくなっており、また、経年連続で転出超過となっており、『石岡ゆめ創生プラン』では、年齢別社会動態でみると、20歳代から40歳代までの「若い世代の転出が多いこと」及び「出生数の低下」を課題ととらえており、『石岡ゆめ創生プラン』の事業の一つである『結婚・子育て応援プロジェクト』では、少子化対策のための施策として、結婚子育て世帯を対象とした家賃助成事業や婚活イベント、子を産み育てやすい環境をととのえるため、妊婦タクシー事業、産後ケア事業、新生児を対象とした紙おむつの購入補助等の事業を実施しております。</p> <p>『石岡ゆめ創生プラン』の事業の一つである『結婚・子育て応援プロジェクト』では、人口減少に歯止めをかけるため、出生率の向上や安心して結婚、妊娠・出産、子育てをすることができる環境の充実と、子育てに係る「経済的負担への支援」が重要であると位置付けております。具体的事業として少子化と多様化する子育て需要に対し、安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、子育て世代に魅力的なまちづくりを推進するため、医療費や不妊治療の助成事業などを実施しております。その中でも新婚世帯家賃助成事業は平成26年度から実施しておりますが、対象範囲の拡大や新たな財源の確保の観点から、令和2年度からは事業を見直し、「結婚後住みよい環境づくり」の事業のひとつとして、婚姻数や出生数増を目的とした『子育て世帯及び新婚世帯新生活支援補助金』を盛り込んでおります。(※令和4年度も実施予定)</p> <p>(参考データ 石岡市事務に関する説明書より)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>婚姻</td> <td>出生数</td> <td>転入</td> <td>転出</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>340件</td> <td>505件</td> <td>1,597件</td> <td>1,858件</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>249件</td> <td>404件</td> <td>1,604件</td> <td>1,854件</td> </tr> </table>				婚姻	出生数	転入	転出	平成28年	340件	505件	1,597件	1,858件	令和2年	249件	404件	1,604件	1,854件
	婚姻	出生数	転入	転出														
平成28年	340件	505件	1,597件	1,858件														
令和2年	249件	404件	1,604件	1,854件														
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3																	
	1. 概要																	
	【補助対象要件】																	
	・所得要件	✓	夫婦の合計所得が400万円未満	自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満														
	・年齢要件	✓	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯														
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。																	
	一般コース	✓	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円														
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円														
		39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円														
	【その他独自要件】																	
市税等に滞納がないこと。																		
2. ①申請見込世帯数	9	世帯																
※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	世帯	左記以外 世帯															
【積算根拠】																		
9件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×1/2(補助率)=1,350,000円																		
※令和2年度新婚世帯新生活補助金対象3世帯。令和3年度新婚世帯新生活補助金交付申請数6件。年度増加件数3件で積算。令和4年度9件の見込。																		
〔 令和3年度見込世帯数 6 世帯 〕																		
②継続補助の見込	0	世帯																
対象経費支出予定額	0	円																
3. 広報の実施予定																		
<p>婚姻届提出時に周知パンフレットの配布、市報、ホームページの他、茨城県宅地建物取引業協会へ当市の居住費費用及び引越費用支援策を取りまとめたオリジナルパンフレットを作成し配布。昨年は、引越業者への周知を図ることを模索したが、引越の形態が、便利屋や運送会社、引越業者など多岐にわたるため、効率的な周知がかなわなかった。市内観光イベント等の各種イベントにて啓発を行う。</p>																		

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率の向上 ※現状値は平成20年から平成24年の状況である。 現在、市総合計画の策定見直しを行っている。		人 % %	1.65 (R6)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.44 (H25-H29)	
	婚姻件数	件	302 (2019)	
	婚姻率	%	4.0 (2019)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	70	5%(令和2年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	45.5%(令和2年度)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	66.7%(令和2年度)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県ホームページへ掲載。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	令和2年度の当交付金の実績報告及びアンケート分析結果から、「本事業の認知度の向上」が課題とされ、民間事業者との連携は、制度啓発の協力を主と考えている。引き続き、茨城県宅地建物取引業協会へ当市の住宅費用等の支援策についてまとめたオリジナルパンフレットの配布依頼を行い、会員不動産業取引業者へ周知を依頼する(令和2年度から継続中)。また、令和3年度に、引越費用の支援ができることを同様の協会へ周知することを検討したが、引越の形態が運送業者や便利屋業並びに専門業者と多岐に渡るため効率的な周知ができなかったこと、住宅費用の一部を支援できるため、建築業協会への周知を検討したが、担当部局から所得制限が設けられている中で新築の購入等で制度啓発は、難しいのではという意見が出され、周知協力を行なえなかった反省点もあった。しかし、令和4年度は新たにリフォーム費用も検討されることから、再度周知について検討していきたい。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえ、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付けを記載すること。
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。